

# 消費税軽減税率制度説明会のご案内

～軽減税率制度は、すべての事業者の方に関係があります～

本年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度は、対象品目を取り扱う事業者だけでなく、消費税の納税義務がない免税事業者の方を含め、多くの事業者の皆様に関係する制度です。

このため、軽減税率制度についての理解を深めていただくために、消費税軽減税率制度説明会を下記のとおり開催します。

ご不明な点がございましたら、担当者までお問い合わせください。

## 記

### 1 説明会日程

開催日時		説明内容
8月29日 (木)	10:00～11:00	制度周知を主とする一般的な説明
	14:00～15:00	
9月17日 (火)	10:00～11:00	制度周知を主とする一般的な説明
	14:00～15:00	区分経理・記帳、決算処理、申告書の作成等といった実践的な説明
9月18日 (水)	10:00～11:00	制度周知を主とする一般的な説明
	14:00～15:00	区分経理・記帳、決算処理、申告書の作成等といった実践的な説明

※ 事前申込制 (申込先: 大分税務署法人課税第1部門 TEL097-532-4171)

### 2 会場

大分税務署2号館3階 第1会議室  
(大分市中島西1丁目1番32号)

※ 駐車場に限りがありますから、公共交通機関でのご来場をお願いします。

### 3 ご持参いただきたいもの

筆記用具



#### ◆問合せ先◆

大分税務署 法人課税第1部門

電話 097-532-4171 (内線273)